

経済産業省告示第二百十四号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）（第三条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百二十九号）（第四条四項第二号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があつたので、その旨を告示する。

平成十七年八月二十二日

名 称

備 考
経済産業大臣 中川 昭一

秋田県立横手技術専門学校 電力系電気工事科

平成十七年三月までの卒業者については従前のとおりとする

中里共同高等職業訓練校 電気工事科

昭和五十五年三月までの卒業者については従前のとおりとする

埼玉県立本庄高等技術専門学校 電気工事科

平成十七年三月までの卒業者については従前のとおりとする

埼玉県立本庄高等技術専門学校 電気技術科

平成十七年三月までの卒業者については従前のとおりとする

横浜市立横浜工業高等学校 別科 電気工事士コース

平成十七年三月までの卒業者については従前のとおりとする

読売東京理工専門学校 工業専門課程通信技術学科

平成十七年三月までの卒業者については従前のとおりとする

滋賀県立草津高等技術専門校 電気電子系電気機器科

平成十七年三月までの卒業者については従前のとおりとする

兵庫県電気高等技術学院 電気工事科

平成十七年三月までの卒業者については従前のとおりとする

広島工学院専門学校 工業専門課程電気・電子工学科 電気工事士コース

平成十三年三月までの卒業者については従前のとおりとする

雇用促進事業団島根職業能力開発促進センター（十月期生） 電気設備科

平成八年三月までの卒業者については従前のとおりとする

雇用促進事業団島根職業能力開発促進センター（四月期生） 電気設備科

平成八年三月までの卒業者については従前のとおりとする

九州電機短期大学 テクノプランニング学科 電気工事士養成課程

平成十七年三月までの卒業者については従前のとおりとする